

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
第1条 清水町表彰条例(昭和47年清水町条例第24号)の一部改正 (雑則) 第13条 第3条及び第4条の規定に該当するものであつても、次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰の対象としないものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日から当該刑期の3倍に相当する期間又は、その執行を受けることがなくなつた日から、当該刑期の1.5倍に相当する期間を経過しない者 (4) (略)	第1条 清水町表彰条例(昭和47年清水町条例第24号)の一部改正 (雑則) 第13条 第3条及び第4条の規定に該当するものであつても、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>表彰</u>の対象としないものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日から当該刑期の3倍に相当する期間又は、その執行を受けることがなくなつた日から、当該刑期の1.5倍に相当する期間を経過しない者 (4) (略)
第2条 清水町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年清水町条例第2号)の一部改正 (罰則) 第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)	第2条 清水町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年清水町条例第2号)の一部改正 (罰則) 第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)
第3条 清水町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年清水町条例第10号)の一部改正 第52条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。	第3条 清水町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年清水町条例第10号)の一部改正 第52条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。

改正後	改正前
第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
第4条 清水町職員の給与に関する条例(昭和26年清水町条例第16号)の一部改正 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に懲罰<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し懲罰<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第16条の2の2 町長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について懲罰<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2・3 (略)	第4条 清水町職員の給与に関する条例(昭和26年清水町条例第16号)の一部改正 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に懲罰<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し懲罰<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第16条の2の2 町長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について懲罰<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2・3 (略)

改正後	改正前
4 町長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) (略)	4 町長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) (略)
第5条 清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例(平成27年清水町条例第24号)の一部改正 (欠格条項) 第5条 次の各号の一に該当する者は、<u>団員</u>となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行が終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) (略)	第5条 清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例(平成27年清水町条例第24号)の一部改正 (欠格条項) 第5条 次の各号の一に該当する者は、<u>団員</u>となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行が終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。